

與野文四郎編輯
訟庭官民必携

全

CZ
771
08

東 京 圖 書 館	
新 門 一	函 四
一 部 一	架 三
類	號 〇 六 〇 五

036454-000-5

CZ-771-08

訟庭官民必携

與野 文四郎 / 編

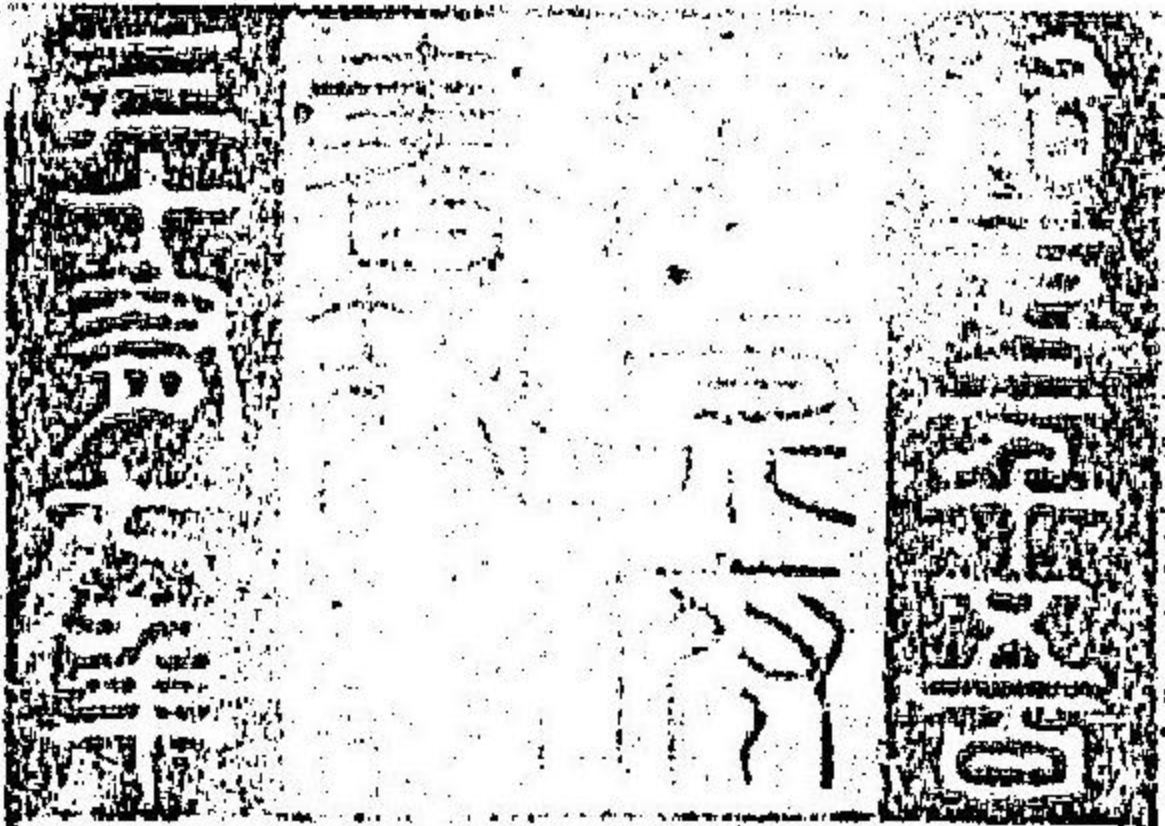
M10

BBR-0120



特39
820

C2
771
08



訟
明治十年五月十九日
第一
與野文四郎編輯

○第九號

明治八年五月十九日第九拾壹號布告大審院諸裁判所職制章

程同年四月廿五日布告大審院諸裁判所職制章

正候條此旨申告候事

但巡回裁判所職制通則ハ刪除候事

明治十年三月廿五日布告大審院諸裁判所職制通則ハ刪除候事

大審院職制

長一人

院長ハ課ヲ分チ主任ヲ命シ隨時各庭ニ臨ミ民事

件ヲ聽理スルヲ掌ル

判事

第二 民事刑事ノ上告ヲ判理シ裁判ノ不法ナル者
ヲ破毀シ及ヒ内外交渉ノ事件重大ナルモノ
並ニ判事ノ犯罪ヲ審判スルヲ掌ル

第二

大審院章程

第一條 大審院ハ民事刑事ノ上告ヲ受ケ上等裁判

所以下ノ審判ノ不法ナル者ヲ破毀シテ法

憲ノ統一ヲ主持スルノ所トス

第二條 審判ノ不法ナル者ヲ破毀スルノ後它ノ裁

判所ニ移シテ之ヲ判決セシム又便宜ニ大

審院自ラ之ヲ判決スルヲ得

第三條 已ニ它ノ裁判所ニ移シテ之ヲ判決セシム

在阪中 野崎銅製

ルノ後其裁判所亦大審院ノ旨ニ循ハザル

時ハ大審院更ニ自ラ之ヲ判決ス

第四條 陸海軍裁判所ノ裁判權限ヲ越エル者ハ其

裁判ヲ破毀シテ之ヲ當然ノ裁判所ニ付ス

第五條 各判事ノ犯罪其違警犯ヲ除クノ外大審院

之ヲ審判ス

第六條 内外交渉民事事件ノ重大ナル者ヲ審判ス

各上等裁判所ヨリ送呈スル所ノ死罪案ヲ

審問シ批可シテ送還ス其否トスルモノハ

更ニ律ヲ擬シテ還付ス

上等裁判所職制

長一人 勅任判任ヲ以テ之ニ充ツ

所長ハ課ヲ分チ主任ヲ命シ隨時各庭ニ臨ミ民事

件ヲ取理スルヲ掌ル

判事

第一 管内ノ控訴ヲ受ケ之ヲ覆審スルヲ掌ル

第二 管内死罪ノ獄ヲ判決スルヲ掌ル

判事補

事ヲ判事ニ受ケ審判スルヲ掌ル

屬

上等裁判所章程

第一條 上等裁判所ハ地方裁判ニ服セズシテ控訴

スル者ヲ覆審ス

第二條 各地方裁判所ヨリ具スル所ノ死罪ヲ判決

シテ大審院ノ批可ヲ取リ然ル後原裁判所

ニ付シテ宣告セシム

第三條 各地方裁判所ヨリ送呈スル所ノ終身懲役

罪按ヲ審批ス

地方裁判所職制

長一人 妻任判事ヲ以テ之ニ充ツ

所長ハ課ヲ分テ主任ヲ命スルヲ掌ル他ハ判事ニ

同シ

判事

民事ヲ初審シ刑事懲役以下ヲ審判スルヲ掌ル

判事補

事ヲ判事ニ受ケ審判スルヲ掌ル

屬

地方裁判所章程

第一條 地方裁判所ハ一切ノ民事及刑事懲役以下

ヲ審判ス

第二條 地方裁判所ニ於テ審判シタル民事ハ輕重

トナク皆初審トス

第三條 民事ノ内外ニ交渉シタル者ハ其輕キハ

直ニ之裁決シ其重キハ一面之ヲ聽理シ一

面之ヲ司法卿ニ具申スベシ

第四條 死罪ハ審訊シテ文案證據及ヒ擬律案ヲ具

シ上等裁判所ニ遞送シ其行下ヲ得テ宣告

ス

第五條 終身懲役ハ擬律案ヲ具ヘテ上等裁判所ノ

審批ヲ取リ然ル後ニ宣告ス

控訴上告手續

第一章 控訴ノ事

第一條 凡ソ地方裁判所ノ初審ニ服セスシテ再ヒ

上等裁判所ニ訴ヘ覆審ヲ求ムル者之ヲ控

訴ト云

第二條 控訴ハ民事ニ止マリ刑事ニ及ハズ

第三條 控訴ハ一タヒスルヲ得再ヒスルヲ得

ス

第四條 地方裁判所ニ於テ裁判ノ言渡ヲ爲シタル

時原告被告ノ双方又ハ一方ノ者其裁判ニ

不服ナル時ハ裁判言渡ヨリ第七日マデニ

裁判官渡ノ呈 裁判官渡ノ事理ヲ熟考シ其

翌日ニ至リ控訴スルヲ得マシ但シ訴訟

ノ案件商事ニ係リ急速ニ控訴スルヲ要

スルノ場合ニ於テハ七日内ト雖モ控訴スルヲ得

第五條

地方裁判所ノ裁判言渡ヨリ三箇月^{以下十日}ト一月ヲ過ルルハ控訴スルヲ許サズ但シ地方裁判所ヨリ上等裁判所ニ至ルノ距離八里ヨリ遠キハ期限三箇月ノ外八里毎ニ一日ノ猶豫ヲ増スベシ

第六條

控訴ヲ為ス者ハ其初審ヲ受ケタル地方裁判所ニ届ケ出ヅベシ但シ添^シ翰^ヲ乞フニ及ハズ

第七條

前條ノ届ヲ受ケ取タル地方裁判所ハ裁判言渡ノ執行ヲ停止スベシ若シ上等裁判所ノ請求アル時ハ地方裁判所ニ於テノ訴狀

第八條

答書口書裁判見込等ヲ差出スベシ上等裁判所ニ捧^グルノ訴狀ハ訴答文例ニ照^スズベシ

第九條

第二章 上告總則ノ事
各裁判所ノ終審ヲ不法ナリトシ大審院ニ向テ取消ヲ求ムル者之ヲ上告ト云

第十條

上告スルヲ得ルノ事件ハ、
第一 裁判所管理ノ權限ヲ越ユ
第二 聽斷ノ定規ニ乖ク
第三 裁判法律ニ違フ

第十一條

大審院ハ上告ヲ受クルノ所ニシテ控訴ヲ受クルノ所ニアラス故ニ控訴スベキノ事ヲ以テ誤テ上告スル者アルモ之ヲ

弁ケテ理セズ

第十二條 陸海軍ノ裁判權限ヲ越ル者ハ之ヲ大審院ニ上告スルヲ得

第十三條 凡ソ上告シタル者已ニ大審院ノ判決ヲ經レバ更ニ訴フルヲ得ス

第三章 民事上告之事

第十四條

民事ノ上告スルヲ得ル者ハ已ニ上等裁判所ニ控訴シ其審判ヲ經タル者ニ限ル

第十五條

上告ヲ為ント欲スル者ハ裁判言渡ヨリ二月内ニ上告狀ヲ大審院ニ捧クヘシ而メ同時被告人ニ通知スルヲ要ス若シ原裁判所ヨリ大審院ニ至ルノ距離八里ヨ

リ遠キ時ハ二月ノ外八里毎ニ一日ヲ増ス此定期ヲ過レバ上告スルヲ許サズ
上告狀中ニハ必ず尤ノ事實ヲ記載スベシ

第一 原告人ノ住所身分氏名

第二 被告人ノ住所身分氏名

第三 証人又ハ引合人アレバ其住所身分氏名

第四 地方裁判所ニ出訴シ又ハ被告ニテ呼出

サレタル年月日及裁判言渡ヲ受ケタル

年月日

第六 上等裁判所ニ控訴シ又ハ被告ニテ呼出

サレタル年月日及裁判言渡ヲ受ケタル

年月日

上告狀ハ正本一冊及ヒ副本五冊ヲ差出スベシ
 上告狀ニハ必ス左ノ書類ヲ添ヘ差出スベシ
 第一 地方裁判所ニ於テノ訴狀並ニ答書ノ寫
 及ヒ裁判言渡書ノ寫
 第二 上等裁判所ニ於テノ訴狀並ニ答書ノ寫及
 ヒ裁判言渡書ノ寫
 第三 上告狀中ニ憑據トナス書類ノ字ノ各書
 類ニ番號ヲ米書シ編シテ一冊ト為シ又
 ハ葉數多ニ付編シテ幾冊トナシタル者
 右ノ訴狀又ハ答書及ヒ憑據ノ書類ノ寫ヲ所持
 セザル者ハ原裁判所ニ出願シ裁判所ノ簿冊ヲ
 訟庭ニ取テ見坐ノ目前ニ於テ之ヲ寫シ取ル
 事ヲ得ベシ

若原裁判所ニ於テ書類寫取ノ出願ヲ許サハル
 ニ因リ上告人其寫ヲ出シ能ハサル時ハ其肯テ上
 告狀中ニ記載スベシ

第十六條

上告者ハ其上告狀ニ添テ金拾圓ヲ大審
 院ニ預クベシ若シ其金高ク預ケサル片
 ハ上告ヲナム事ヲ得ス
 第一 若シ上告ヲ取上ケサル片ハ其預リ金ヲ
 没入ス
 第二 若シ上告ヲ取裁判原裁判ヲ破毀シタル
 時ハ預リ金ヲ還付ス
 第三 若シ上告ヲ取上ケ被告入ト對審シタル
 ノ後之ヲ行ケテ原裁判ヲ破毀セサル時
 ハ預リ金ヲ没入シ又訴訟入賞規則ニ照

シテ被告人ノ費用ヲ償ハシムハ被告ノ上告者
ノ桐キ
方ヲ云

第十七條

上告ヲ爲ス者ハ先ツ原裁判所ニ届出ツ
ヘシ原裁判所ニ於テハ書類ヲ三日内ニ
大審院ニ遞送スヘシ

第十八條

上告ニ付テハ裁判ノ執行ヲ停ノス大審
院已ニ原裁判ヲ破毀スルニ至レハ即日
原裁判所ニ通報シテ大審院ヨリ執行ヲ
止ノ更ニ審判落着ノ日ニ至テ前ノ執行
ヲ取消シテ後ノ裁判ヲ執行セシムヘシ
但内國人ヨリ裁判外ノ人民ニ對シ又
ハ裁判外ノ人民ヨリ内國人ニ對スル
上告ハ原裁判ノ執行ヲ停ムヘシ

第十九條

上告狀ハ原告人自ラ之ヲ捧クルモ又ハ
代官人ヲシテ之ヲ捧ケシムルモ本人ノ
意ニ任ス

第二十條

大審院ニ於テ判事審聽シ不當ナル上告
ナリト決スル時ハ何々ノ理由ヲ以テ上
告ヲ受理セサルノ旨ヲ告渡スヘシ

第二十一條

判事審聽シテ當然ノ上告ナリトシ之ヲ
判決スヘキ旨ヲ告渡シタル時ハ其後ニ
日内ニ被告人呼出狀ヲ仕出ス可シ此ノ

第二十二條

呼出狀ニハ上告狀ノ副本ヲ添フベシ
被告人ハ呼出狀ヲ受取リタルヨリミナ
日内ニ答辯書ヲ作り自身又ハ代官人ヨ
リ之ヲ大審院ニ捧クヘシ但被告人ノ住

第廿三條 所ヨリ大審院ニ至ルノ距離八里ヨリ遠キ片ハ八里毎ニ一日ヲ増スヘシ
 大審院ニ於テ被告人ノ答辨書ヲ受取リシ片ハ院長ヨリ判事ノ中ニ於テ一人ノ主任ヲ命ジ一件書類ヲ取纏メ遲延ナク一件始末書ヲ作ラシメ然ル後ニ原被對審ノ日ヲ豫定シ三日以前ニ原被對審ノ呼出狀ヲ原被双方ニ送達スベシ
 第廿四條 原被對審ノ節ハ判事席ニ臨ミ最初ニ主任判事一件始末ヲ宣讀シ次ニ原告ノ陳述次ニ被告ノ陳述次ニ原被交互ノ論辨ヲ審聽シ而シテ後ニ原告人上告理アリト決スル片ハ何々ノ理由ヲ以テ原裁判所

ノ裁判ヲ破毀スルニ付更ニ某裁判所ニ於テ裁判ヲ受クヘキ旨又ハ大審院ニ於テ裁判スヘキ旨ヲ言渡スベシ
 第廿五條 若シ原告人ノ上告理ナシト決スル片ハ何々ノ理由ヲ以テ上告ヲ斥クル旨ヲ言渡スヘシ
 第四章 刑事上告ノ事

第廿六條 違警罪及死罪ヲ除クハ外一切ノ刑事皆上告スルヲ得

第廿七條 刑事ニ付キ上告スルヲ得ベキノ人

第一 刑ノ言渡シヲ受ケタル者
 第二 檢事〔檢事ナキノ地方ハ警官ニ代ルヲ得〕
 第廿八條 刑ノ言渡シヲ受ケタル者上告ヲ為サント

欲スル時ハ其言渡ヨリ第三日迄ニ
決行^セ上告願狀ヲ其裁判所ニ捧ケ又第十
日迄ニ上告趣意明細書ヲ捧クヘシ
但シ裁判所ハ決放ヲ執行スル所ノ地
方官ニ其事ヲ達スヘシ

第廿九條

檢事ノ上告セント欲スル者ハ裁判言渡
ヨリ二十四時ノ内ニ上告ヲ為ス^テ刑
ノ言渡シヲ受タル者ニ達シ又第十日迄
ニ上告趣意明細書ヲ作り之ヲ司法卿ニ
遞送ス^{ベシ}

第三十條

但シ檢事ハ上告ヲ為ス^テ決放ヲ執
行スル所ノ地方官ニ通知スヘシ
檢事及刑ノ言渡ヲ受タル者上告ノ期ヲ

第卅一條

過ル時ハ上告ノ權ヲ失フヘシ
決放ヲ執行スル所ノ地方官ハ刑ノ言渡
ヲ受タル者若クハ檢事ヨリ上告スル^テ
ヲ達シタル片ハ決行ヲ止メ以テ上告ノ
落着ヲ待テ獄舎ニ於テハ其刑ノ言渡ヲ
受タル者ヲ別舎ニ安置ス^{ベシ}
刑舎ナキ
者ハ便宜
ニ隨フ要ス

第卅二條

刑ノ言渡ヲ受タル者自ラ上告狀書記
スル^テ能ハサル時ハ代理人ヲ獄中ニ延
キ^キ獄中ヲ割リテ應接所ヲ設ケ
他ノ囚人ト混セサルヲ要ス上告趣意
明細書ヲ代書セシムル^テ得其代理人
ハ明細書ニ本人ト共ニ姓名ヲ記スヘシ
本人自ラ姓名ヲ記スル^テ能ハサル片ハ

其事ノ肩書スベシ

但代理人ヲ獄舎ニ延ク片ハ之ヲ看守
者印告ヲ着守者ニ送リ裁判所ニ届リヘ

第卅三條

刑ノ言渡ヲ受タル者幼年十五歳未ニシ
テ上告ヲ為スノ權利アルヲ知ラサル
片ハ其親族五等親代リテ為ニ上告スル
ヲ得

第卅四條

裁判所ニ於テ上告趣意明細書ヲ受取タ
ル片ハ其文書類ヲ並セテ三日内ニ之ヲ
大審院ニ遞送スベシ

第卅五條

大審院ハ上告ヲ審按シ上告不當若クハ
理ナシト決スルトキハ理由ヲ付シタル
判文ヲ原裁判所ニ發付シ上告人ニ傳達

第卅六條

セシメテ後執行セシム上告理アリト決
スル片ハ原裁判ヲ破毀シテ更ニ它ノ裁
判所ニ移シ若クハ大審院自ラ之ヲ審判
スベキノ旨ヲ判シ若クハ單ヘニ其擬律
ヲ平翻シテ原裁判所ニ發付シ處分セシ
ム其判ハ並ニ理由ヲ付スベシ
檢事上告スル時ハ趣意明細書及其文書
類ヲ直ニ司法卿ニ遞送シ司法卿ハ上告
趣意明細書及其文書類ヲ相當ノ檢事ヲ
シテ之ヲ大審院ニ付セシメ大審院ニ於
テ判文已ニ成ル片ハ司法卿ヲ經由シテ
原裁判所ニ付シ處行セシム

○第拾七號

保釋條例別冊ノ通創定候條此旨布告候事

明治十年二月九日

右大臣岩倉具視

保釋條例

第一條

保釋トハ刑事被告人ヲシテ保証人ヲ立テ保証金ヲ出シ審訊中ノ繫留ヲ免レシムルモノヲ云フ

第二條

裁判官ハ被告人ノ遁逃シ或ハ罪証ヲ隱滅スルナキヲ察スレバ懲役終身以上ニ該ルベキ者及ヒ先キニ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ヲ除クノ外保釋ヲ許スヘキモノトス

第三條

被告人タル者及ヒ其保証人タラント欲ス

第四條

ル者ハ何時ニテモ保釋ヲ願フテ得ヘシ裁判官ハ速カニ之ヲ許否スヘシ事由ナクシテ遷延五日ヲ過ルテ得ス

第五條

保証人ハ貳名以上トス然レモ裁判官ノ見込ニヨリ壹人ニテ充分ナリト認ムル時ハ此例ニアラズ

第六條

保証人ハ被告人ヲシテ何時ニテモ裁判所ノ呼出ニ應シ出頭セシムルノ責ニ任スベシ

第七條 保釋ヲ得ルノ被告人其住所ヲ定ムルハ裁判官ノ承諾ヲ得ヘシ且事故ナクシテ擅ニ他出スルヲ許サス

第八條 保証人ハ被告人ノ遁逃シ及ヒ罪証ヲ隠滅セントスルヲ察スレバ直チニ官ニ告クヘシ若シ事急ナル時ハ自ら拘引スルヲ得ヘシ

第九條 此場合ニ於テ保証人保釋ヲ辭スル時ハ其保証金ヲ還付シ被告人ハ更ニ他ノ保釋ヲ願フヲ得

被告人裁判所ノ呼出ヲ受ケテ出頭セサル時ハ直チニ之ヲ逮捕セシメ再ヒ保釋ヲ許サス仍ホ保証金ハ官ニ没ス

但脚病等不得止事故アル者ハ此限ニアラズ

第十條 被告人保釋中逃走スル者ハ脱監越獄ヲ以テ論ス其保証人逃走スルヲ覺テサル者ハ保証金ヲ官ニ没シ故縱スルモノハ主守不覺失囚律中故縱スル者ヲ以テ科斷ス仍ホ保証金ハ官ニ没ス

第十一條 保証人タルヘカヲサル者左ノ如シ

- 第一 被告人ノ犯罪ニ付關係アル者
- 第二 懲役五年以上ノ刑ニ處セラレシ者
- 第三 老幼婦女其他不能力者

第十二條 被告人保釋中壹名ノ保証人其保証ヲ辭スルカ又ハ七殺スル時ハ更ニ他ノ保証

人ヲ選ムベシ

第十三條

被告人ノ裁判言渡ヲ受ル時ハ保証金ハ直ニ還付スベシ

第十四條

若シ裁判官私弊ヲ懷執シ故ラニ保釋ヲ許サ、ル時ハ故禁無罪人律ヲ以テ論ス

第十五條

裁判不服ヲ以テ大審院ニ上告シ上告中拘置セラル、者モ亦此例ヲ通シ用フヘシ

附則

違警罪又ハ其他ノ刑事被告人ニテ從來親戚又ハ書記匠戸長預ケ等ノ先規アルモノハ此保釋條例ト並ヒ行フヲ得

明治十年四月廿三日御届

編輯者 奥野文四郎

甲斐國八代郡第十三厘市川大門村
九百十一番地住

出版人 藤木 潔

西京上京第十二厘中御堂町
四百十九番地住

賣

京都寺町四條上_ル田中治兵衛

同河原町通四條上_ル原田與三松

同新京極通蛸藥師下_ル大田權七

夷阪中邊島渡邊橋南詰西入

同心齋橋安土町四丁目北尾萬三郎

滋賀縣下大津菱屋町文堂

播州姫路儀山野長平

德島仲通二坂丁目井萬吉

捌

所

